

議第64号

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1 体育室の項中「2,980」を「3,030」に、「3,600」を「3,660」に、「8,640」を「8,800」に、「2,460」を「2,510」に、「7,090」を「7,220」に、「1,230」を「1,250」に、「1,330」を「1,360」に、「3,390」を「3,450」に、「250」を「260」に、「610」を「620」に改め、同表第2 体育室の項中「1,230」を「1,250」に、「1,330」を「1,360」に、「3,390」を「3,450」に、「250」を「260」に、「610」を「620」に改め、同表トレーニング室（1人につき）の項中「300」を「310」に、「820」を「830」に改め、同表会議室の項中「2,160」を「2,200」に、「2,460」を「2,510」に、「6,060」を「6,180」に改め、同表視聴覚室の項中「820」を「830」に、「1,020」を「1,040」に、「2,360」を「2,400」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例（以下

「改正後の条例」という。)の規定による京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。